

# 地域の安全対策に

# 関する覚書の締結

平成23年3月30日(水)午前11時、徳島県警察本部において「地域の安全対策に関する覚書」が締結された。

このことは、アパート・マンション等の仲介、管理を業務としている当会会員の協力を得て、県民が安全で安心して暮らせる徳島県の実現に貢献することを目的としたもので、徳島県警察本部からの要請により下記の内容で締結された。



## 地域の安全対策に関する覚書

徳島県警察本部（以下「甲」という。）と社団法人徳島県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）は、地域の安全対策のための活動について、次のとおり覚書を締結する。

### （目的）

第1条 本覚書は、甲及び乙の相互協力による高い信頼と協力関係を基本とし、地域の安全に関する活動を推進することにより、犯罪等の発生を抑止し、県民が安全で安心して暮らせる徳島県の実現に貢献することを目的とする。

### （推進事項）

第2条 乙は、業務を通じて、次に掲げる活動を行うものとする。

- 一 空き巣等住宅を対象とした犯罪予防のための広報啓発
- 二 一人暮らしの女性等を対象とした犯罪の予防に向けた注意喚起
- 三 防犯性に優れた住宅や賃貸アパート等の普及促進
- 四 不審者、事件・事故等を認知した際の警察への情報提供
- 五 その他犯罪や事故のない安全で安心な街づくりに関する活動

2 乙は、前項の活動が、物件の所有者・管理者及び入居者等に対して効果的に行われるよう、会員に防犯等に関する助言・指導を実施するものとする。

### （支援等）

第3条 甲は、第2条の活動に資するため、乙に対し、情報提供、助言等の支援を行うものとする。

### （秘密の保持）

第4条 乙は、この覚書の運用に際して知り得た個人情報等を漏らしてはならない。

### （協議）

第5条 甲及び乙が共有する情報を公表する場合及び覚書に定めのない事項や解釈に疑義が生じた場合には、その都度、甲及び乙が協議して解決するものとする。

### （その他）

第6条 この覚書は、乙の行う業務を制約するものではなく、また、特別な義務や権限が付与されるものではない。